

# 生徒心得

## 1. 基本的な心構え

本校の校訓を基本に、自分の将来に向けての目標を意識し、自己実現への努力と、社会の一員としての自覚や認識を深め、調和のとれた人となれるよう学校生活全般で最善の努力をしよう。

- (1) 誠実 明るく元気で、前向きな気持ちをもって生活しよう。
- (2) 努力 明確な目標に向かって、計画的に努力を積み上げよう。
- (3) 協調 社会の中で共に生きていることを自覚し、規律と責任ある行動を身につけよう。
- (4) 錬磨 日常の困難に意欲的に取り組み、自らを磨こう。
- (5) 教養 幅広い知識を身につけ、自己実現にむけて努力を積み上げよう。

## 2. 登下校について

- (1) 登下校に際しては交通ルールを守り、安全第一を心がける。
- (2) 自転車通学者  
自転車通学を希望するものは、指定の用紙により申請して許可を受ける。下記の注意事項を確認の上、指定のステッカーを自転車の後尾に付けて通学する。
  - ア 2人乗りや並列走行は禁止する。
  - イ サブステップの装着は禁止する。
  - ウ 各学年の指定された自転車置場に置き、鍵を2つかける。
  - エ 装置を改造した自転車をさげ、通常の装置のある自転車を使い整備に心がける。
- (3) 通学方法の制限
  - ア 自動車・自動二輪車・原動機付自転車での通学は、安全確保の点から禁止する。また、制服での乗車も禁止する。
  - イ 保護者以外の者による自家用車・自動二輪車での送迎は禁止する。

## 3. 服装・頭髪について

- (1) 登下校時、及び校内では本校指定の制服を着用する。
- (2) 6月1日～9月30日の期間は、ブレザーを脱いで登校してもよい。また、5月1日～5月31日、10月1日～10月31日は、移行期間とし、夏服・冬服のいずれでもよい。
- (3) セーター・カーディガンを着用するときは無地とし、色は紺・黒・グレー・ベージュ・白とする。パーカー・トレーナーを着用してはいけない。
- (4) 制服は必ず指定店でつくる。
- (5) 何らかの事情で上記の服装ができない場合は、異装許可願を提出し許可を受ける。
- (6) 頭髪については、染髪・脱色・パーマ・ヘアエクステンション・コーンロー・そり込み・ライン、その他奇抜な髪型を禁止する。
- (7) 化粧は禁止とし、ピアス(透明なものも含む)・イヤリング等の装飾品はつけない。
- (8) 登校前には、きちんとした服装と頭髪になっていることを必ず確認する。勉強道具は日々持参し、だらしない着こなし(着崩し)にならぬよう心がける。

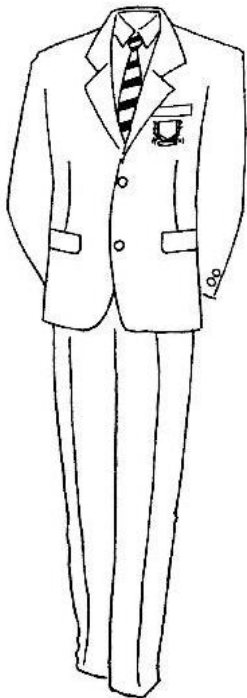
(男子制服)

- (1) 正装は指定のブレザー、スラックス、襟付きの白無地ワイシャツに指定のネクタイを着用する。
- (2) 略装は指定のブレザー、スラックスに襟付きの白無地シャツ (ワイシャツもしくはポロシャツ) とする。
- (3) 夏服は正装もしくは略装からブレザーを外したものとす。ただし、シャツは白無地のポロシャツでもよい。また半袖シャツの下に長袖インナーを着用してはいけない。
- (4) スラックスの裾はシングルとする。

(女子制服)

- (1) 正装は指定のブレザー、スカートまたはスラックス、襟付きの白無地シャツに指定のリボンを着用する。
- (2) スカートのプリーツスカートとする。
- (3) 略装は指定のブレザー、スカートまたはスラックスに襟付きの白無地シャツ (ポロシャツも可) とする。
- (4) 夏服は正装もしくは略装からブレザーを外したものとす。ただし、シャツは白無地のポロシャツでもよい。また半袖シャツの下に長袖インナーを着用してはいけない。
- (5) スカートの丈は膝頭の上のラインとする。
- (6) スカートの下にスウェットやジャージを着用してはいけない。無地の紺・黒・グレー・ベージュのストッキングやタイツを着用して防寒に努める。
- (7) スラックスの裾はシングルとする。

男子制服



女子制服



スカート  
または  
スラックス



## 4. 校内生活について

- (1) 始業時間（8時40分）までに登校し、着席する。
- (2) 欠席・遅刻・早退等について
  - ア 欠席・遅刻・早退・欠課・見学・在校時の外出がわかっている場合は、事前に学級担任に申し出る。
  - イ 急に欠席・遅刻をするときは原則として保護者が学校に電話連絡し、後に正式な手続きをとる。
  - ウ 遅刻した場合には、職員室で手続きをした後、静かに教室に入り授業の教職員の指示に従う。
  - エ 早退する場合には、職員室で手続きをして、学級担任に許可を得る。
  - オ 忌引は願い出により、継続して次の期間まで認められる。

父母	7日	祖父母・兄弟姉妹	3日	その他の3親等内の親族	1日
----	----	----------	----	-------------	----
- (3) 下校について  
下校に際しては、時間を厳守し戸締まりをきちんとする。
- (4) 試験について  
試験中の不正行為を防止するため、試験中の物品の貸借や紛らわしい行為は禁止する。  
試験の受け方については、別に示す心得に従うこと。
- (5) 所持品について
  - ア 所持品には必ず記名し、必要以上の金品や学習に関係の無いものは、校内に持ちこまない。
  - イ 物品等を紛失・拾得した場合は、すみやかに係の教職員に届け出る。
  - ウ 携帯電話は、授業中、及び集会では電源を切って使用しない。また、校内のコンセントを使って充電しない。
- (6) 施設・備品等の使用について
  - ア 学校の施設・備品を大切にし、万一誤って破損・紛失した場合には直ちに学級担任又は関係の教職員に届けてその指示に従う。
  - イ 学校の施設・備品を使用する場合は、責任者を明確にし、関係の教職員の許可を得る。
- (7) 保健室の利用について
  - ア 保健室は応急処置の場であり、家や学校外（アルバイト等）で発生したケガの処置、また、継続的な手当ては行わない。
  - イ 内服薬は、原則として与えない。服薬が必要な場合は、医師の処方したものや、飲み慣れた薬を家庭から持参して対応する。
  - ウ 回復が可能と思われる場合は、1時間を目安に休養し、回復すれば授業に復帰する。
  - エ 回復の兆しが見られない場合は、早退の手続きをとる。
  - オ 保健室の利用はルールやマナーを守り、清潔・静粛に心がける。  
保健室での生徒の飲食は原則として禁止する。
- (8) 文書の掲示・配布、金銭の徴収、集会等について  
掲示・印刷物の配布・金銭の徴収・集会等を行う場合は、事前に学級担任または関係の教職員に願い出て許可を得る。

## 5. 校外生活について

- (1) 旅行届について  
旅行・登山・キャンプなどを行うときは、必ず保護者の承諾を得るとともに学級担任に所定の届けを提出する。
- (2) アルバイト届について  
アルバイトを行うときは、必ず保護者の承諾を得るとともに学級担任に所定の届けを提出する。

(3) 運転免許証取得届について

免許取得については、学校生活やその他種々の問題等のないよう本人と保護者が十分に話し合い、本人・保護者の責任において決定する。免許を取得した場合は、学校に届け出る。また、学校で決められた禁止事項は守ること。

## 6. 部 活 動

部活動は特別教育活動の一環として高校生にとって意義あるものである。積極的に参加し活動することが望ましい。なお、複数の部活動に登録する場合は顧問の先生に相談すること。